

みやぎ中小企業復興特別資金

事業の概要

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、本格的な復旧・復興活動を支援します。

内 容

【対象者】

東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害: 施設・設備, 事業用資産の損壊等が発生していること
→ 市町村長が発行する罹災証明書等(東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)の交付を受けた方
- (2) 間接被害: 震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→ 市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方

【融資条件】

- (1) 融資限度額 8,000 万円(運転資金・設備資金)
- (2) 融資利率 固定 年 1.5%
- (3) 償還期間 15 年以内(うち据置 3 年以内)
- (4) 信用保証料率 0.50%

【取扱期間】

平成 31 年 3 月 31 日(融資実行分)まで

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>